

議案第46号

羽曳野市市民会館条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市市民会館条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和8年6月4日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市市民会館の老朽化等に伴い、安全性を確保する必要があることから、当該施設を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市市民会館条例を廃止する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市市民会館条例(昭和44年羽曳野市条例第1号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。